

平成23年度 事業計画書

～平成23年4月1日～平成24年3月31日～

財団法人沖縄県交通安全協会連合会は、県民の交通安全思想の普及高揚等交通安全に資する諸活動を推進し、交通事故防止と交通秩序の確立を図り、安全で住みよい沖縄県の実現に寄与するため、次の事業を行う。

1 交通安全活動に対する県民の理解・協力を求めるための広報啓発事業

(1) 交通安全全国（県）民運動の実施

年4回実施される交通安全運動の実施団体として、関係機関・団体及び各地区交通安全協会と連携し、交通安全運動に積極的に取り組む。

(2) 交通安全広報・啓発活動の推進

飲酒運転根絶及び交通ルールの遵守と正しい交通マナーを県民に普及するための交通安全広報・啓発活動を推進する。

ア 広報啓発用資機材の作成配布

交通安全広報用ポスター、ステッカー、チラシ、標語、懸垂（横）幕、のぼり等を関係機関・団体、職場、学校等に配布し、広報・啓発を行う。

イ ラジオ、テレビ、新聞、チラシ等広報媒体を活用した広報活動の実施

(ア) 一般広報

- ・ 各季の交通安全運動期間中及び年間を通じてラジオ、テレビ等による広報活動を行う。
- ・ 毎月1日の「交通安全県民の日」「飲酒運転根絶の日」20日の「県民交通事故0の日」の広報活動を行う。

(イ) 飲酒運転根絶の広報活動

- ・ マスメディア等広報媒体を活用し、飲酒運転根絶キャンペーンを展開した広報活動を行う。
- ・ 毎月1日及び20日に「飲酒運転しない させない 県民の誓い」を新聞掲載し、県民への浸透を図る広報活動を行う。

ウ 交通安全年間スローガンの広報啓発の徹底

県、県警察と連携し、全日本交通安全協会が全国から公募し、決定された交通安全年間スローガンを基に、県の年間スローガンを作成、関係機関・団体等へ配布し、交通安全意識の醸成、高揚に努める。

エ 交通安全広報機関誌の有効活用

機関誌「沖縄県交通安全ニュース」を年4回（6万8千部）発行し、交通安全意識の高揚に効果的な活用を図る。

(3) 交通安全教育資機材の効果的活用

ア 各種交通安全マニュアルの配布

各種講習の内容充実と交通安全教育に資するため「交通の教則」「人にやさしい安全運転」「交通ルールとマナー」「安全運転自己診断」「安全のしおり」「行政処分制度のあらまし」の冊子等の購入のほか、必要に応じた資料を作成配布し、交通安全意識の醸成、高揚を図る。

イ 各種視聴覚教材の充実と活用

(7) 交通事故率の高い二輪車、高齢者向けビデオ教材を充実させ、講習会等で有効活用を図る。

(4) 交通安全教育用ビデオ、DVD及びパネル等の活用

各種交通安全講習会で活用するほか、各地区交通安全協会、学校、事業所等に積極的に貸し出し、視聴覚による交通安全教育及び交通安全意識の醸成を図る。

(4) 表彰制度の適正な運用

交通安全活動に尽力し、交通事故防止に功労のあった個人、団体及び永年無事故・無違反運転を行い、他の運転者の模範となっている優良運転者等の表彰、推薦を行う。

ア 県警察本部長・県交通安全協会連合会長連名表彰

イ 交通栄誉章「緑十字銅章」被表彰候補者の推薦

ウ 九州管区警察局長・九州交通安全協会連名表彰に伴う被表彰候補者の推薦

エ 交通栄誉章「緑十字金・銀章」被表彰候補者の推薦及び授章式への派遣

オ 沖縄県交通安全推進協議会長等が行う交通安全功労者等被表彰候補者の推薦

カ その他交通安全活動に貢献した個人・団体

- ・ 交通安全活動取組優良事業所（会社）・団体
- ・ 交通安全活動功労者

(5) ホームページの充実

当連合会が行う交通安全活動状況を広く県民に周知し、当連合会の業務に対する理解と協力を確保するためホームページの充実を図る。

2 交通事故の実態を踏まえた実践的な交通安全指導・教育事業

(1) 交通安全指導（対策）の積極的推進

ア 新入園児、児童に対する安全指導の実施

新入園児、児童に対し、交通安全用品を配布するほか、各地区交通安全協会と連携し、模擬交通信号機を活用した正しい横断の仕方や交通マナー等の交通安全教育を実施し、安全意識の高揚を図る。また、通学路における街頭指導実施時に積極的な支援を行い、新入園児、児童の交通事故防止を図る。

イ 高齢者交通事故防止対策の強化

- (ア) 高齢者の交通事故防止を図るため、反射材の普及促進を行う。
- (イ) 県警察、各地区交通安全協会及び老人クラブ連合会等の協力を得て交通安全高齢者自転車大会を開催し、同大会を通じて、交通安全教育を実施し、高齢者の交通事故防止を図る。

ウ 原付、二輪車の交通安全対策の強化

- (ア) 二輪車安全運転推進委員会（幹事会）の基に各機関・団体と連携し、特に若者の二輪車の安全指導・教育を推進する。
- (イ) 二輪車安全運転沖縄県大会を開催し、成績優秀者を全国大会に派遣するなど、競技をとおして若者の二輪車に対する安全意識の高揚を図る。
- (ウ) 全日本交通安全協会が行う講習会・研修会に指導員を派遣し、二輪車安全運転特別指導員の育成を図るなど、二輪車の安全教育体制を確立する。
- (エ) 学校（高校等）、事業所、団体等の計画に応じて、二輪車安全運転講習を実施する。

エ 自転車の交通安全指導

- (ア) 自転車安全推進委員会（幹事会）を開催するとともに、県警察、各地区交通安全協会及び沖縄県自転車商協同組合の協力を得て、自転車シミュレーター等を活用した自転車の安全教育を実施し、自転車の交通事故防止を図る。
- (イ) 子供自転車沖縄大会を開催し、代表を全国大会へ派遣する。
- (ウ) 自転車安全整備店の登録の拡大とTSマークの普及を図る。

オ 自動車運転者への交通安全指導の強化

- (ア) 「シートベルトコンビンサー」及び「シートベルト兼エアバック体験装置」模擬運転装置の「セーフティーナビ」を活用した体験型学習を積極的に推進する。
- (イ) チャイルドシート着用の広報及び普及促進を図る。

カ 事業所等に対する交通安全対策

- (ア) 沖縄県安全運転管理委員会を開催すると共に、安全運転管理者等選任事業所における交通安全思想の普及高揚と交通安全活動の推進を図る。
- (イ) 安全運転管理指導者等に対し、安全運転中央研修所への研修派遣を促進するとともに安全運転管理者講習会へ参加させるなど、指導力の向上を図る。

(2) 飲酒運転根絶対策の積極的推進

沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」に沿って、各地区交通安全協会、関係機関・団体等と連携し、次の施策を効果的に推進する。

- ア 飲酒運転脱フースト運動
- イ 飲酒運転（四）ない運動
- ウ ハンドルキーパー運動
- エ 飲酒運転の根絶運動（毎月1日及び20日）の広報活動
- オ 飲酒運転根絶講演会
- カ 飲酒運転根絶宣言事業所の普及拡大運動

3 道路交通法等の法令の規定に基づく、県・県公安委員からの受託事業

道路交通法及び自動車保管場所の確保に関する法律の規定に基づく県・県公安委員会からの次の受託事業を適正に推進する。

- (1) 法定講習（更新時講習・処分者講習・違反者講習・原付講習・安全運転管理者講習等）
- (2) 運転免許事務（運転免許証記載事項の変更届・更新情報提供・運転免許証の写真撮影）
- (3) 自動車保管場所事務（受付・電算入力・調査・交付）
- (4) 道路使用許可に係る確認調査事務（那覇・豊見城警察署管内に係る調査確認）

4 交通事故に関する相談事業

県・県警察と連携し、交通事故に関する相談業務を適正に推進するとともに、毎年、全日本交通安全協会が主催する交通事故相談担当者研修会に職員を派遣し、実務能力の向上を図る。

5 交通安全活動に従事する民間組織及び活動家等の能力開発のための支援事業

交通安全活動ボランティア等の支援及び資質、技能の向上を図るため、次の研修に派遣する。

- ア 地域交通安全活動推進委員研修会

- イ 幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会
- ウ 自転車安全教育特別指導員講習会
- エ 二輪車安全運転指導員・特別指導員養成講習

6 その他の事業

(1) 新公益法人移行認定に向けた各種作業の推進

公益財団法人への移行認定申請に向け、顧問税理士等の指導、助言を受け各種作業を推進する。

(2) 自主事業の充実強化

- ア 運転免許申請に伴う写真撮影業務の推進
- イ 運転免許場解放（第2日曜日）による自主練習の充実
- ウ 証紙販売、初心者マーク、高齢者マーク、運転代行マーク、聴覚障害者マーク等交通安全器材の斡旋、販売の充実

(3) 関係機関・団体との協力関係の確保

- ア 受託業務を適正に推進するため、県公安委員会、県警察本部主管課及び関係警察署等と緊密な連携を図るとともに必要な指導・援助を要請する。
- イ 幅広い交通安全対策を推進するため、県、県警察、県交通安全母の会等をはじめ交通関係機関・団体及びその他関係団体等との協力確保に努める。

(4) 交通安全対策の推進（調査研究・緊急対策）

- ア 社会の急激な変化、高齢化社会等で変動するモータリーゼーションにあつた的確、効果的な交通安全活動を実施するための交通安全に関する資料の収集及び調査研究を推進する。
- イ 交通死亡事故多発時には、関係機関・団体と連携し、即応の事故抑止対策を実施する。

(5) 職員の資質向上

- ア 職場教養の実施
- イ 各種研修会への積極的な派遣